

整理番号	利用権の設定を受ける者の住所及び氏名	(A)借主	住所		氏名	㊞	電話番号		
							携帯番号		
	利用権の設定する者の住所及び氏名	(B)貸主	住所		氏名	㊞	電話番号		※登記名義人との続柄 【 】
							携帯番号		
	(代理人) 農地利用集積円滑化団体		住所		氏名	㊞	電話番号		
							携帯番号		

1、農業経営状況

○借り人の農業従事者のみ						農業者年金	耕作状況		家畜飼育状況		使用している農機具等			借入する理由	
氏名	続柄	年齢	生年月日	性別	農業従事日数	加入状況	作物名	面積(a)	種類	数量	①耕運機	台	⑩()	台	①経営規模拡大
	経営主			男・女	日	加入/未加入	水稻		生産牛		②トラクター	台	⑪()	台	②農業開始
				男・女	日	加入/未加入	かんしょ		肥育牛		③田植え機	台	⑫()	台	③耕作利便のため
				男・女	日	加入/未加入			乳牛		④バインダー	台	⑬()	台	④相手方の要望
				男・女	日	加入/未加入			育成牛		⑥脱穀機	台			⑤その他
				男・女	日	加入/未加入			豚		⑦乾燥機	台			
				男・女	日	加入/未加入			その他 ()		⑧動噴	台			
				男・女	日	加入/未加入					⑨モアー	台			

2、各筆明細

利用権を設定する土地				設定する利用権の内容								利用権を設定する土地の(B)以外の権限者等			
所在	地番	現況地目	面積(m ²)	利用権の種類	目的内容	始 期	存続期間(終 期)	賃借料(10a当り又は総額)	支払方法(支払月)	農用地区域内外の別	新規・更新の別	住所	氏名	権限の種類	同意印
				☐ 賃借権 ☐ 使用賃借権		R . .	年 R . .	☐ 10a当 ☐ 総額	持参・振込 月	内 外	新規 更新				
				☐ 賃借権 ☐ 使用賃借権		R . .	年 R . .	☐ 10a当 ☐ 総額	持参・振込 月	内 外	新規 更新				
				☐ 賃借権 ☐ 使用賃借権		R . .	年 R . .	☐ 10a当 ☐ 総額	持参・振込 月	内 外	新規 更新				
				☐ 賃借権 ☐ 使用賃借権		R . .	年 R . .	☐ 10a当 ☐ 総額	持参・振込 月	内 外	新規 更新				
				☐ 賃借権 ☐ 使用賃借権		R . .	年 R . .	☐ 10a当 ☐ 総額	持参・振込 月	内 外	新規 更新				

※土地改良経費等の借主の遵守事項

- 1、目的物に係る土地改良区の賦課金については、貸主・借主両人で協議する。
- 2、農地等（畔、水路等を含む）を効率的かつ適正に管理すること。
- 3、農薬や除草剤等の散布は、周囲の作物等への影響を考慮し、慎重に行うこと。
- 4、効率的かつ適正に使用できないときは、速やかに解約を申し入れ農地を原状回復し返還すること。
- 5、利用権の存続期間が満了、又は更新しない場合は、すみやかに原状に回復して返還すること。
- 6、市、農業委員、最適化推進委員、その他関係機関の指導があったときは、それを遵守すること。

その他の同意事項		
項目		支払者
土地改良費（両者協議）	経常・反土賦課金	貸主 ・ 借主
水利組合（両者協議）	水利費	貸主 ・ 借主

農業委員	㊞
最適化推進委員	㊞

3、共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、2の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

（1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をする事ができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

（2）借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、2の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法(昭和27年法律第229号)第24条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対してその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

（3）解約権の留保の禁止

甲及び乙は2の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

（4）解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は2の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

（5）転貸又は譲渡

乙はあらかじめ鹿屋市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

（6）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

（7）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

（8）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき鹿屋市農業委員会が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

（9）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、鹿屋市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

（10）利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

（11）その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、及び鹿屋市が協議して定める。

※ 乙が農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者である。

（ 該当 ・ 非該当 ）

（上記に該当する場合は、本契約は解除条件付契約であり、下記事項を追加する）

（12）解除条件付貸借の場合の追加事項

① 契約の解除

甲は、乙が当該土地を適正に利用していないと認められる場合には貸借契約を解除するものとする。

② 利用状況の報告

乙は、当該農用地の利用状況について、毎事業年度の終了後3月以内に鹿屋市長に農業経営基盤強化促進法施行規則第16条の2に定めるところにより報告しなければならない。

③ 鹿屋市長による勧告

鹿屋市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ア 乙が目的物において行う耕作(又は養畜)の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

④ 鹿屋市長による農用地利用集積計画の取消

鹿屋市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が③の勧告に従わなかったとき。

⑤ 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から30日以内に、甲に対して当該土地を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

⑥ 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の1年分に相当する金額を違約金として支払う。